

様式5の8

糖尿病透析予防指導管理料 腎不全期患者指導加算に係る届出書添

付書類報告書

報告年月日： 年 月 日

| | | |
|--|---|---|
| 本指導管理料を算定した患者数 (期間： 年 月～ 年 月) | ① | 名 |
| ①のうち、eGFR _{Cr} 又は eGFR _{Cys} (ml/分/1.73m ²) が 30 未満であったもの | ② | 名 |
| ②のうち、①の算定時点から3か月以上経過した時点で、血清クレアチニン又はシスタチンCが①の算定時点から不変又は低下しているもの | ③ | 名 |
| ②のうち、①の算定時点から3か月以上経過した時点で、尿たんぱく排泄量が①の算定時点から20%以上低下しているもの | ④ | 名 |
| ②のうち、①で eGFR _{Cr} 又は eGFR _{Cys} を算出算定した時点から前後3月時点の eGFR _{Cr} 又は eGFR _{Cys} を比較し、その1月あたりの低下が30%以上軽減しているもの | ⑤ | 名 |
| ③、④、⑤のいずれかに該当する実患者数 | ⑥ | 名 |
| ②/⑥ | | % |

[記載上の注意点]

1. ①の期間は、報告月年月日の4月前までの3か月間とする。

例：平成28年10月1日の届出報告

↓

平成28年4月1日～28年6月30日

2. ⑤の計算は、以下の例を参考にされたい。

例1：

| 算出測定年月日 | 2月19日 | 5月19日 | 8月19日 |
|--|-------|-------|-------|
| eGFR _{Cr} (ml/分/1.73m ²) | 33.7 | 28.6 | 25.6 |

→前3月では (33.6-28.6) / 3月=1.67/月、

後3月では $(28.6 - 25.6) / 3 \text{月} = 1.00 / \text{月}$

$(1.67 - 1.00) / (1.67) = 40\%$ で、1月当たりの低下が30%以上軽減20%以上となるため該当。

なお、日付は±1週間の範囲で変動しても差し支えない。

例2

| 算出測定年月日 | 2月12日 | 5月19日 | 8月12日 |
|--|-------|-------|-------|
| eGFR _{Cr} (ml/分/1.73m ²) | 33.7 | 28.6 | 25.6 |

→2月12日から5月19日は3月より長く、5月19日から8月12日は3月より短いですが、±1週間の範囲であるため、例2と同様に計算する。